

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」新旧対照表

改正後（令和5年5月26日施行）	改正前（令和4年7月1日施行）
<p style="text-align: center;">建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 監督処分の基準</p> <p>1（略）</p> <p>2 具体的基準</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。</p> <p>なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。</p> <p>①（略）</p> <p>② 建設工事の施工等に関する法令違反</p> <p>i～ii（略）</p> <p>iii 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反</p> <p>役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>	<p style="text-align: center;">建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 監督処分の基準</p> <p>1（略）</p> <p>2 具体的基準</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）建設工事の施工等に関する他法令違反</p> <p>他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。</p> <p>なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。</p> <p>①（略）</p> <p>② 建設工事の施工等に関する法令違反</p> <p>i～ii（略）</p> <p>iii 廃棄物処理法違反</p> <p>役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>

iv～v (略)

③～④ (略)

(5)～(8) (略)

四 その他 (略)

五 施行期日等

- 1 この基準は、平成14年 5月 1日から施行する。
- 2 この基準は、平成17年11月 1日から施行する。
- 3 この基準は、平成18年 1月 4日から施行する。
- 4 この基準は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 5 この基準は、平成21年10月27日から施行する。
- 6 この基準は、平成25年 1月 4日から施行する。
- 7 この基準は、令和 2年10月 1日から施行する。
- 8 この基準は、令和 3年 9月 1日から施行する。
- 9 この基準は、令和 4年 1月 1日から施行する。
- 10 この基準は、令和 4年 7月 1日から施行する。
- 11 この基準は、令和 5年 5月26日から施行する。

この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

iv～v (略)

③～④ (略)

(5)～(8) (略)

四 その他 (略)

五 施行期日等

- 1 この基準は、平成14年 5月 1日から施行する。
- 2 この基準は、平成17年11月 1日から施行する。
- 3 この基準は、平成18年 1月 4日から施行する。
- 4 この基準は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 5 この基準は、平成21年10月27日から施行する。
- 6 この基準は、平成25年 1月 4日から施行する。
- 7 この基準は、令和 2年10月 1日から施行する。
- 8 この基準は、令和 3年 9月 1日から施行する。
- 9 この基準は、令和 4年 1月 1日から施行する。
- 10 この基準は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。